

一般社団法人 北海道石材協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道石材協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石材工事に関する職業訓練並びに石材施工技術の調査研究及び普及活動を行い、石材工事に関する技術、知識の向上と石材業界の振興並びに石材工事技術者の経済的、社会的地位の向上を図り、もって地域経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 石材工事に関する北海道が認定する職業訓練の実施に関すること
- (2) 石材業の経営及び技術の改善向上を図るための調査研究及び建議
- (3) 石材工事技術者の育成に関する施策の研究及び建議並びに石材工事技術者の社会的地位向上のための啓発及び宣伝
- (4) 石材業の安全施工に関する研究及び指導
- (5) 講習会の開催及びその事業への後援
- (6) 機関紙及び情報誌の刊行
- (7) 建設機材・建設資材の共同購買及び販売、斡旋、仲介
- (8) 石工事の企画、設計、監理、施工、コンサルタントに関する事業
- (9) 前各号に付帯する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で別に定めるところにより申込をし、その承認を得なければならない。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、当該総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかかきに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

1 この法人は、会員の資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠失金品は、これを返還しない。

第4章 会 員 総 会

(構 成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第14条 会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会の2種類とする。

2 定時会員総会は、毎年5月に1回開催とする。

3 臨時会員総会は、理事長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上の議決権を有する会員から、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、請求があったとき開催する。

(招 集)

第15条 会員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は、監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順番に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会員総会で選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上 9以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第27条 この法人は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督

- (4) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席して、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規定)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの規定に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規定による。

第7章 基 金

(基金の拠出)

第35条 この法人は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。
- 3 基金の拠出者は、この法人と合意した期日まで返還を請求できない。
- 4 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。
- 5 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会 計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 委員会

(定款の変更)

第44条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。但し、事務局長は、理事会の承認を経なければならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は沖野貞夫とし、専務理事は寺尾信彦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。